

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月17日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の8を第4条の9とし、第4条の7の次に次の1条を加える。

(入湯税の課税免除)

第4条の8 条例第177条第4号に規定する市長が特に課税を不相当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童（条例第177条第1号に掲げる者を除く。）、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの
- (2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他学校行事の引率者

第10条の表（31の2）中「第4条の8第2項」を「第4条の9第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)